

医療法人社団愛和会南千住病院 面会規程

(目的)

第1条 本規程は医療法人社団愛和会南千住病院（以下、病院という）における、入院患者の面会について必要な事項を定め、入院患者の療養生活の質向上並びに円滑な退院支援を図り、また患者及び院内の安全を確保することを目的とする。

(面会時間)

第2条 面会時間は原則として以下のとおりとする。

全日：14時～19時

(面会場所)

第3条 面会場所は原則として、入院患者の居室での面会とする。

(面会受付・面会人数・時間・回数)

第4条 面会受付、面会人数、面会時間、面会の回数については原則として以下のとおりとする。

- (1) 面会受付：1Fの面会受付テーブルにて面会簿を記入し、面会証を着用。
病棟ナースステーションの職員に声かけをしてからの面会とする。
- (2) 面会人数：1回の面会につき3名まで。
同一患者に複数グループの面会が重なった場合、交代での面会とする。
- (3) 面会時間：1回につき30分以内。
- (4) 面会回数：同日に1回まで。

(面会者)

第5条 面会者は原則として、中学生以上の発熱や感染症を疑う症状のない方とする。

(面会者の遵守事項)

第6条 面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、他の患者や職員に迷惑を及ぼさないよう努めること。
- (2) 病院が定める面会受付方法や面会人数・時間・場所等のルールを守ること。
- (3) 病院敷地内での飲酒（酒気帯び含む）・喫煙を行わないこと。
- (4) 面会中に、病棟・病室にて飲食をしないこと。
- (5) 食事・水分制限が必要な患者が多く入院しているため、食品の差し入れ等は看護師がお預かりすること。

2 病院は、面会者が前項各号に違反、またはその恐れがあると認めた場合、直ちに面会を中止させることができる。

(面会における留意事項)

第7条 面会者は、面会時において以下のことに留意すること。

- (1) 院内では不織布マスクを着用し、手指消毒を行うこと。
- (2) 感染防止の観点から、病棟のトイレは利用不可とし、1階待合のトイレを利用すること。
- (3) 面会者の体調不良時は面会ができないこと。
- (4) 下記該当者は、面会をお断りすること。
 - ・ 3日以内の下記症状
 - 37℃以上の発熱 ， 風邪諸症状（鼻水・咳・咽頭痛等），
 - 胃腸炎症状（吐き気・嘔吐・下痢）
 - ・ 新型コロナウイルス感染症罹患後7日以内
 - ・ インフルエンザ罹患後7日以内

(面会制限)

第8条 以下の場合、病院は必要最小限の範囲で面会制限を行う。

- (1) 患者の主治医が、当該患者の病状等を鑑みて面会を行うことが不適切と判断した場合。
- (2) 入院患者の入院病棟で感染症の集団発生が起きた場合。
- (3) 周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。

(本規程の見直し)

第9条 本規程については、感染状況、院内の運用状況、関係部署の意見を踏まえた上で、少なくとも年1回以上見直しを行うこととする。

附則 本規程は令和8年5月1日より施行する。